

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

群馬県は、地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・群馬県は「地方税に関する事務」を行うために「群馬県税務システム」を令和10年1月から使用する。
- ・群馬県税務システムに係る運用管理業務を外部業者に委託するが、データ管理・個人情報保護を徹底する目的から、契約書に「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティ特記事項」を定め、情報セキュリティの遵守を義務付けている。
- ・内部による不正利用の防止のため、システム利用者にID及びパスワードを付与し、利用者の特定や追跡調査のための使用記録の保存、利用範囲の限定などの対策を講じる。
- ・群馬県税務システムは閉域網で通信しており、外部との通信は運用上必要最低限のみに限定し、ファイアウォールによる厳重な通信制御、侵入検知システムによる侵入検知等の厳格な対策を講じる。

評価実施機関名

群馬県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務
②事務の内容 ※	群馬県税の賦課徴収、滞納処分及び課税調査に関する事務であって主務省令で定めるもの ・県税に係る賦課業務(申告・申請・届出等の受理、納税の告知、課税調査及び減免等) ・県税に係る収納管理業務(収納、還付及び充当等) ・県税に係る滞納整理業務(督促状等の送付、滞納処分等) ※ 「(別添1)事務の内容」を参照
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	群馬県税務システム
②システムの機能	1 課税システム 課税、減免等の課税管理業務を行う。 2 収納システム 収納、還付・充当、納税証明書、督促状送付等の収納管理業務を行う。 3 滞納整理支援システム 催告書送付や納税者単位の滞納状況及び財産、折衝記録等の滞納管理業務を行う。 4 共通システム 納税者宛名情報、ユーザ情報、EUC等の管理を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX: 共通納税インターフェースシステム、電子申告、電子申請・届出、国税連携、地方税外部連携システム)、OSS都道府県税共同利用化システム、MPN収納機関共同利用センター(pufure)、自動車税納付確認システム(JNKS))

システム2～5

システム2

①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	・国税連携システムは地方税ポータルシステム(eLTAX)のサブシステムであり、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会(現: 地方税共同機構)が構築し、平成23年1月に運用を開始した。 ・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが地方税ポータルシステム(eLTAX)で受付され、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、国税連携システムに送付される。 ・国税連携システムには、国税庁から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する機能、国税庁から地方団体への法人税情報連携や地方団体間の定型様式の回送機能・照会回答機能等がある。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 ()

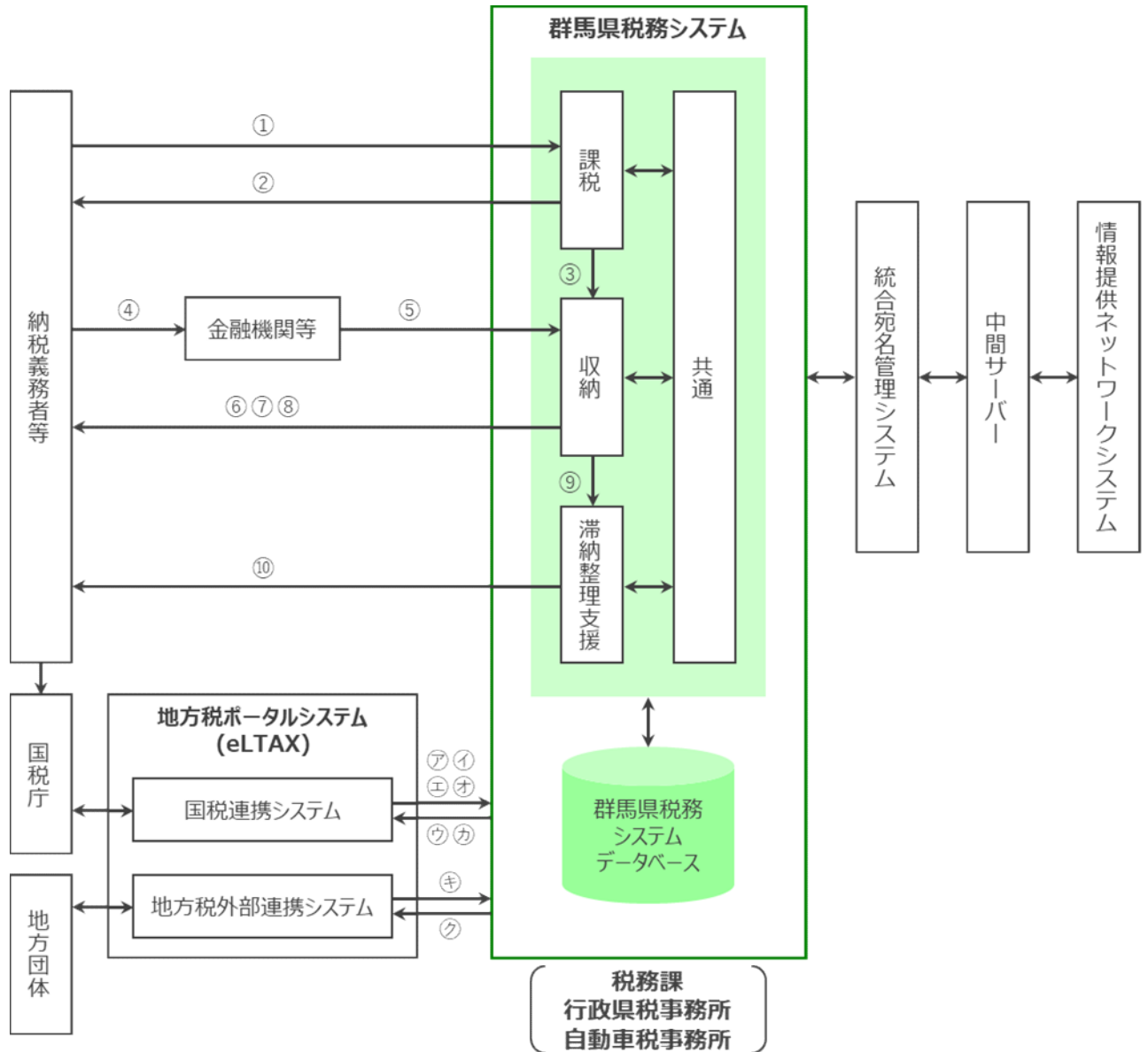
システム3	
①システムの名称	統合宛名管理システム
②システムの機能	1 団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について新規に団体内統合宛名番号を付番し、中間サーバーに対して符号取得の処理通番発行依頼を要求する機能。 2 基本5情報管理機能 基本5情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。 3 中間サーバー連携機能(情報照会) 中間サーバーに対して情報照会を要求し、その結果を取得する機能。 4 中間サーバー連携機能(情報提供) 特定個人情報の副本を中間サーバーに登録する機能。 5 庁内連携機能 情報保有機関内において特定個人情報の照会及び提供を行う機能。 6 共通機能・システム管理機能 職員認証によるアクセス制御、アクセスログの取得、保存、管理を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (中間サーバー)
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、統合宛名管理システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や、各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 (※1)セキュリティの観点から、特定個人情報の照会と提供等の際は「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。 1 符号管理機能 情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で固有の団体内統合宛名番号を紐付け、その情報を保管・管理するための機能。 2 情報照会側機能 他情報保有機関が保有する特定個人情報を照会するために、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会及び情報提供の受領(照会した情報の受領)を実施するための機能。 3 情報提供側機能 他情報保有機関からの情報照会要求を受け、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報を提供するための機能。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合宛名管理システムとの間で情報照会及び情報提供の内容について連携するための機能。 5 情報提供記録管理機能 特定個人情報の提供の求め又は提供があった旨の情報提供記録を生成し管理するための機能。 6 情報提供データベース機能 情報提供データベースを更新・管理するための機能。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8 セキュリティ管理機能 特定個人情報の暗号化及び復号、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証並びにそれらに伴う鍵管理を行う機能。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する機能。 9 職員認証・権限管理機能 職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム

◎他のシステムとの連携	☒ 宛名システム等	☐ 税務システム
	☐ その他 (	)

システム5	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(※都道府県サーバー部分について記載)
②システムの機能	1 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバー(CS)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバーに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 2 群馬県の他の執行機関又は他の部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は5情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 3 本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4 機構への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は5情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 5 本人確認情報検索 都道府県サーバーの代表端末又は業務端末において入力された5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	地方税外部連携システム
②システムの機能	・地方団体間で定型様式(CSV又はXML形式)にてデータ連携を行う。 ・地方団体とLGWANにより、また、国税庁とは国税連携同様にHULFT連携によって接続し、電子的に照会・回答及び回送する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
群馬県税務システムデータベース	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	的確かつ効率的に賦課徴収、滞納処分及び課税調査を行うため、納税者等から提出される各種申告書等や住民基本台帳ネットワークにより個人番号を取得し、納税者等を正確に把握する必要がある。
②実現が期待されるメリット	・納税者を正確に把握することにより、税目間名寄せ処理の精度をさらに向上させることができ、個人ごとの賦課徴収状況をより正確に把握することができる。 ・身体障害者等の理由により、県税の減免を受ける際、納税者に提供を求める身体障害者や所得等の情報を、県が情報提供ネットワークを通じて入手することにより、納税者負担の軽減が期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項、別表24の項及び133の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第72条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項及び第50条、並びに表49の項及び第51条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



(備考)

【事務の手続き】

- ① 納税義務者等から申告等を受け、税務システムへ登録する。
- ② 申告情報等をもとに、納税通知書や減免決定通知書等を作成し、納税義務者等に送付する。
- ③ 調定情報及び通知書発行結果から徴収情報を作成する。
- ④ 納税義務者等が金融機関等で納付する。
- ⑤ 金融機関等からの領収済通知書により、収納データの消込を行う。
- ⑥ 過誤納により還付がある場合は、還付通知書を納税義務者等へ送付し、還付を行う。
- ⑦ 納税義務者等からの申請をもとに収納状況を確認し、納税証明書を交付する。
- ⑧ 収納状況を確認し、納付がない場合は督促状等を納税義務者等に送付する。
- ⑨ 督促を行った納税義務者等を滞納者としてデータ管理する。
- ⑩ 滞納者情報をもとに催告書等の送付や滞納整理を行う。

【国税連携システム】

- ⑦ 国税庁から地方税ポータルシステムを通じて所得税申告書等データを受領し、内容の確認を行う。
- ⑧ 所得税申告書等データの照会、印刷、ダウンロード等の業務を行う。
- ⑨ 地方団体に対して、所得税申告書等データを団体間回送する。
- ⑩ 地方団体から団体間回送により、所得税申告書等データを受領し、内容の確認を行う。
- ⑪ 国税庁から地方税ポータルシステムを通じて照会・回答を受ける。
- ⑫ 国税庁に対して地方税ポータルシステムを通じて照会・回答を行う。

【地方税外部連携システム】

⑬ 地方団体から地方税ポータルシステムを通じて照会・回答を受ける。

⑤地方団体から地方税ポータルシステムを通して照会・回答を受ける。
⑥地方団体に対して地方税ポータルシステムを通じて照会・回答を行う。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

税務システムデータベース

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者、減免対象者及び課税調査対象者	
その必要性	県税の適正・公平な賦課徴収事務を行うためには、必要な範囲で特定個人情報を把握する必要がある。	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (財産情報、口座登録・連携ファイル関係情報)	
その妥当性	・個人番号及びその他識別情報(内部番号) 特定個人情報入手時の真正性の確認及び情報提供ネットワークシステムから情報取得するため。 ・5情報、連絡先(電話番号等)及びその他住民票関係情報 本人情報の真正性の確認及び本人への通知・連絡のため。 ・国税関係情報、地方税関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、災害関係情報及び財産情報 県税の賦課徴収業務、税額の減免及び滞納処分等の決定をするため。 ・口座情報・連携ファイル関係情報 公金受取口座に還付金の振り込みを行うため。	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	令和10年1月以降	
⑥事務担当部署	群馬県の各行政県税事務所(11事務所)、群馬県自動車税事務所、群馬県総務部税務課	

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 障害政策課、地域福祉課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁、デジタル庁 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 全国の都道府県及び市区町村 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ LGWAN、IP-VPN（国税庁） ）	
③入手の時期・頻度		1 本人または本人の代理人から申告等を受ける都度 2 国税、地方税に関する情報の閲覧、記録等が必要な都度 3 国税庁、他の地方公共団体から所得税確定申告書等データの受信がある都度 4 基本5情報、個人番号の確認が必要な都度 5 減免要件の確認が必要な都度	
④入手に係る妥当性		1 申告書の情報は、県税の賦課徴収のため、法令に定められた時期・頻度・方法にて本人又は代理人から提供を受ける。 2・3 国税、地方税に関する情報は、県税の賦課徴収のために、法令に基づき、国税庁または他の地方公共団体から提供を受ける。 4 基本5情報及び個人番号は、真正性の確認のために住民基本台帳ネットワークより取得する。 5 減免情報は、番号法及び条例の規定に基づき、障害福祉関係課から取得する。	
⑤本人への明示		地方税法等において、税務関係書類に特定個人情報の記載を求めることが規定されることにより、特定個人情報を入手することが明示される。 情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の入手については、番号法にて明示される。	
⑥使用目的 ※		公平・公正な賦課徴収事務を行うため、個人の特定を正確かつ効率化する必要があり、必要な範囲の特定個人情報を使用する。	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	群馬県の各行政県税事務所、群馬県自動車税事務所及び群馬県総務部税務課	
	使用者数	100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		1 課税に関する業務 申告・申請・届出等により取得した情報を課税調査や県税減免等の課税業務の効率化に活用する。 2 収納に関する業務 申告・申請・届出等により取得した情報を収納情報管理等の収納業務の効率化に活用する。 3 滞納管理に関する事務 滞納者情報による督促状等送付や滞納整理等の滞納管理業務を行う。 4 宛名情報管理に関する業務 課税・収納情報を一括して管理する宛名情報の整理業務の効率化に活用する。	
	情報の突合 ※	1 課税に関する業務 県税の減免等を行うため、本人等の申告等により取得した情報と群馬県税務システムが保持する情報、庁内関係所属より取得した情報及び情報提供ネットワークシステム等から取得した関連情報と突合する。 2 収納に関する業務 納税者の特定を行うため、本人等の申告等により取得した情報と群馬県税務システムが保持又は情報提供ネットワークシステム等から取得した関連情報と突合する。 3 滞納管理に関する事務 滞納整理を行うために、滞納者情報について、本人等の申告等により取得した情報と群馬県税務システムが保持又は情報提供ネットワークシステム等から取得した関連情報と突合する。 4 宛名情報管理に関する業務 課税・収納業務に利用する共通の宛名情報の整理業務を効率的に行うため、申告等により得た情報を群馬県税務システムが保持又は情報提供ネットワークシステム等から取得した関連情報と突合する。	
	情報の統計分析 ※	税の賦課徴収に関する統計や分析を行うが、個人が特定できるような統計分析は行わない。	
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	1 県税の軽減税率適用（狩猟税） 2 障害者に対する県税の減免（自動車税・個人の事業税） 3 県民保護者に対する県税の減免（個人事業税）	

		⑤ 生活保護費に対する米价の減免(個人の米减免)
⑨使用開始日		令和10年1月4日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[illegible]

委託事項2～5	
委託事項2	国税連携受信サーバ運用
①委託内容	特定個人情報ファイルを含んだ国税連携受信サーバの運用
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※ 納税義務者、減免対象者及び課税調査対象者	
その妥当性 県税の賦課徴収に必要不可欠なシステムを円滑に運用するには、その中に内包される特定個人情報ファイルの管理も全般的に委託することが必要である。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (LGWAN)
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定時に、群馬県報にて公開する。
⑥委託先名	TISI株式会社
再委託 ⑦再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
⑧再委託の許諾方法	
⑨再委託事項	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☒ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第10号、番号法施行令第21条及び第22条
②提供先における用途	個人の事業税の賦課徴収
③提供する情報	本県及び他の都道府県に事務所、事業所を有する者に係る所得税の申告書等の情報
④提供する情報の対象となる本人の数	1万人未満 1万人以上10万人未満 10万人以上100万人未満 100万人以上1,000万人未満 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本県に国税連携システムにより提供されたが、本県に課税権がない所得税申告者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (LGWAN、国税連携システム(eLTAX)) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	他都道府県が賦課する者であったことが判明した場合に送付する。(随時)
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 1万人以上10万人未満 10万人以上100万人未満 100万人以上1,000万人未満 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		＜群馬県税務システムにおける措置＞ ・群馬県税務システムはクラウドサービス上に構築し、特定個人情報ファイルはクラウドサービスのデータベースサーバに保存する。 ・クラウドサービスは、データセンター ファシリティ スタンダードのティア3相当以上の施設で提供される。 ・クラウドサービスのデータベースサーバにアクセスできる環境は、委託先の拠点にある保守センター作業室に限定し、当該作業室を特定個人情報取扱区域として指定し、厳格な入退館管理、情報管理を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 4) 3年 7) 6年以上10年未満 10) 定められていない 2) 1年 5) 4年 8) 10年以上20年未満 3) 2年 6) 5年 9) 20年以上 [定められていない]
	その妥当性	賦課徴収の対象でなくなるまで、データ保持を行い、賦課徴収の対象でなくなったデータの削除は年1回行う。
③消去方法		＜群馬県税務システムにおける措置＞ ・不要な特定個人情報は随時システム上から消去する。 ・一部の特定個人情報は、保管期間経過等により、自動消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。
7. 備考		
—		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【宛名・B\$XV併合候補ワークテーブル(34項目)】

帳票出力県税コード,連番,原資宛名更新県税名称,併合候補調査元フラグ,納税者整理番号,氏名・名称,郵便番号,電話番号1,電話番号2,電話番号2備考,設立・生年月日,変更事由,住所,更新県税(略称),更新ユーザ,更新年月日1,課税番号保有税目名1,課税番号保有税目名2,課税番号保有税目名3,課税番号保有税目名4,課税番号保有税目名5,課税番号保有税目名6,課税番号保有県税事務所名1,課税番号保有県税事務所名2,課税番号保有県税事務所名3,課税番号保有県税事務所名4,課税番号保有県税事務所名5,課税番号保有県税事務所名6,税目名,課税番号,個人法人番号,作成年月日,更新年月日,ユーザID

【宛名・XV個人番号管理テーブル(51項目)】

宛番号,履歴番号,変更事由コード,個人番号,現時フラグ,窓口確認区分,システムチェック状況,登録処理区分,住民区分,異動有無,生存状況,変更状況,氏名(漢字),氏名(かな),生年月日,性別,住所,住基異動事由,異動年月日,氏名外字数,住所外字数,市町村コード,不参加団体対象フラグ,検索パターン番号,日本人住基一括検索要求データ作成年月日,日本人住基一括検索結果データ格納年月日,外国人住基一括検索要求データ作成年月日,外国人住基一括検索結果データ格納年月日,処理結果コード,強制突合フラグ,統合宛名登録要求年月日,統合宛名変更要求年月日,統合宛名登録変更要求結果格納年月日,統合宛名反映結果,無効化フラグ,併合元宛番号,個人番号登録年月日,個人番号更新年月日,備考1,備考2,備考3,初期登録県税コード,更新者所属名,初期登録ユーザID,初期登録日時,更新県税コード,更新税目コード,更新課税番号,作成年月日,更新年月日,ユーザID

【宛名・B\$XV本人確認情報照会結果テーブル(56項目)】

宛番号,事由発生年月日,履歴番号,住民区分,県内外区分,処理結果レコード数,処理結果レコード連番,処理結果コード,要求レコード番号,提供事務区分,個人番号提供事務区分,対象者識別情報,照会対象期間,開始年月日,照会対象期間,終了年月日,照会基準日,削除者の要否,対象者住民票コード,対象者氏名(漢字),対象者氏名(かな),対象者生年月日,対象者性別,対象者住所,対象者住所(市町村コード),対象者個人番号,予備,照会一致項目_氏名(漢字),照会一致項目_氏名(かな),照会一致項目_氏名(清音かな氏名),照会一致項目_氏名(生年月日),照会一致項目_氏名(性別),照会一致項目_氏名(住所(完全一致)),照会一致項目_氏名(住所前方一致),照会一致項目_氏名(市町村コード),異動有無,生存状況,変更状況,住民票コード,氏名(漢字),氏名(かな),生年月日,性別,住所,個人番号,付随情報,異動事由,付随情報_異動年月日,外字情報_氏名外字数,外字情報_住所外字数,外字データレコード数,市町村コード,不参加団体対象フラグ,検索パターン番号,個人番号履歴番号_税,予備,作成年月日,更新年月日,ユーザID

【宛名・B\$XV統合宛名更新結果テーブル(56項目)】

宛番号,履歴番号,依頼管理情報_処理日付,依頼管理情報_処理連番,依頼管理情報_処理区分,依頼管理情報_処理種別,依頼管理情報_業務ユーザID,依頼管理情報_業務システムCD,依頼明細情報_明細連番,依頼明細情報_明細枝番,依頼明細情報_統合宛名番号,依頼明細情報_個人番号,依頼明細情報_業務宛名番号,依頼明細情報_生年月日,依頼明細情報_性別,依頼明細情報_かな氏名,依頼明細情報_漢字氏名,依頼明細情報_郵便番号,依頼明細情報_住所コード,依頼明細情報_住所,依頼明細情報_住民種別,依頼明細情報_住民区分,依頼拡張情報_照会対象期間(FROM),依頼拡張情報_照会対象期間(TO),依頼拡張情報_事務区分,依頼拡張情報_個人番号提供事務区分,依頼拡張情報_最終更新日時,依頼拡張情報_業務利用エリア,応答管理情報_統合宛名処理状況,応答管理情報_統合宛名処理日付,応答管理情報_統合宛名処理連番,応答明細情報_明細連番,応答明細情報_明細枝番,応答明細情報_統合宛名番号,応答明細情報_個人番号,応答明細情報_業務宛名番号,応答明細情報_生年月日,応答明細情報_性別,応答明細情報_かな氏名,応答明細情報_漢字氏名,応答明細情報_郵便番号,応答明細情報_住所コード,応答明細情報_住所,応答拡張情報_住民種別,応答拡張情報_住民区分,応答拡張情報_住民状態,応答拡張情報_異動日,応答拡張情報_異動事由,応答拡張情報_照会対象期間(From),応答拡張情報_照会対象期間(To),応答拡張情報_事務区分,応答拡張情報_個人番号提供事務区分,応答拡張情報_最終更新日時,応答拡張情報_備考,応答拡張情報_メッセージエリア,作成年月日,更新年月日,ユーザID

【宛名・XV個人法人併合履歴テーブル(15項目)】

併合番号,共通宛名区分,法人／個人区分,併合先宛名番号,併合先履歴番号,併合先個人法人番号,併合元宛名番号,併合元履歴番号,併合元個人法人番号,併合元変更事由コード,併合元現時フラグ,多重併合宛名番号,作成年月日,更新年月日,ユーザID

【宛名・B\$XV個人番号候補リストワークテーブル(38項目)】

作成日,更新者所属名,税目コード,税目,住民区分コード,住民区分,データNo,個人番号,連帯者・承継人,納税者整理番号,課税番号,氏名(かな),氏名(漢字),住所,市町村コード,照会一致項目,生年月日,性別,候補個人番号,候補氏名(かな),候補氏名(漢字),候補住所,候補市町村コード,処理結果コード,コード名称,候補氏名外字数,候補住所外字数,候補照会一致項目,候補照会一致項目-氏名(漢字),候補照会一致項目-氏名(かな),候補照会一致項目-清音かな氏名,候補照会一致項目-生年月日,候補照会一致項目-性別,候補照会一致項目-住所(完全一致),候補照会一致項目-住所(前方一致),候補照会一致項目-住所(市町村コード),候補生年月日,候補性別

【宛名・B\$XV個人情報一致リストワークテーブル(20項目)】

作成日,更新者所属名,税目コード,税目,住基検索要求年月日,住基検索結果格納年月日,個人番号,氏名(かな),氏名(漢字),住所,生年月日,性別,個人番号_税,納税者整理番号_税,課税番号_税,氏名(かな)_税,氏名(漢字)_税,住所_税,生年月日_税,性別_税

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【宛名・B\$XV個人番号重複リストワークテーブル(14項目)】

作成日,更新者所属名,データNo,個人番号,納税者整理番号,税住基区分,税目コード,税目,課税番号,氏名(かな),氏名(漢字),住所,生年月日,性別

【宛名・B\$XV個人情報重複リストワークテーブル(14項目)】

作成日,更新者所属名,データNo,氏名(かな),氏名(漢字),住所,生年月日,性別,税目コード,税住基区分,税目,課税番号,納税者整理番号,個人番号

【自動車・XL申告書テーブル(87項目)】

初期課税番号,ファイル年月日,同日連番,申告データ区分,変換前登録番号,課税番号,登録年月日,納期限年月日,申請年月日,徴収区分,修正申告区分,申告区分,取得原因コード,自動車税課税区分,取得税課税区分,初度登録年月,納税義務者地番方書,納税義務者生年月日,納税義務者電話番号,納税義務者住所方書,納税義務者氏名漢字,納税義務者氏名カナ,納税義務者住所コード,納税義務者住所漢字,納税義務者郵便番号,類別区分番号,種別コード,営自区分,車名,車台番号,燃料の種類,所有形態コード,取得税車両本体価格,取得税課税標準額,取得税税額,取得税税率,取得税低燃費車特例区分,取得税低公害車特例区分,自動車税税率,自動車税年税額,自動車税月数,自動車税税額,税額合計,県税事務所コード,古物商許可番号,付加物内訳品名,付加物内訳価額,申告書チェックフラグ,減免申請年月日,自動車取得税の課税額,取得税の減免額,減免後の自動車取得税額,自動車税の減免額,減額後の自動車税額,自動車税の課税額,取得税非課免コード,自動車税非課免コード,時限的軽減措置コード,メッセージID,削除フラグ,移転区分,車種コード,OS S区分,通学通園バス区分,非課免変更フラグ,所有区分変更フラグ,税率変更フラグ,車種変更フラグ,所有形態変更フラグ,郵便番号変更フラグ,生年月日変更フラグ,電話番号変更フラグ,住所(漢字)変更フラグ,氏名(カナ)変更フラグ,氏名(漢字)変更フラグ,登録番号__標板,登録番号__車種,登録番号__かな,登録番号__番号,所有区分,営自区分(軽),車種(軽),バス区分,個人法人番号,作成年月日,更新年月日,ユーザID

【自動車・B\$XL申告書ワークテーブル(87項目)】

初期課税番号,ファイル年月日,同日連番,申告データ区分,変換前登録番号,課税番号,登録年月日,納期限年月日,申請年月日,徴収区分,修正申告区分,申告区分,取得原因コード,自動車税課税区分,取得税課税区分,初度登録年月,納税義務者地番方書,納税義務者生年月日,納税義務者電話番号,納税義務者住所方書,納税義務者氏名漢字,納税義務者氏名カナ,納税義務者住所コード,納税義務者住所漢字,納税義務者郵便番号,類別区分番号,種別コード,営自区分,車名,車台番号,燃料の種類,所有形態コード,取得税車両本体価格,取得税課税標準額,取得税税額,取得税税率,取得税低燃費車特例区分,取得税低公害車特例区分,自動車税税率,自動車税年税額,自動車税月数,自動車税税額,税額合計,県税事務所コード,古物商許可番号,付加物内訳品名,付加物内訳価額,申告書チェックフラグ,減免申請年月日,自動車取得税の課税額,取得税の減免額,減免後の自動車取得税額,自動車税の減免額,減額後の自動車税額,自動車税の課税額,取得税非課免コード,自動車税非課免コード,時限的軽減措置コード,メッセージID,削除フラグ,移転区分,車種コード,OS S区分,通学通園バス区分,非課免変更フラグ,所有区分変更フラグ,税率変更フラグ,車種変更フラグ,所有形態変更フラグ,郵便番号変更フラグ,生年月日変更フラグ,電話番号変更フラグ,住所(漢字)変更フラグ,氏名(カナ)変更フラグ,氏名(漢字)変更フラグ,登録番号__標板,登録番号__車種,登録番号__かな,登録番号__番号,所有区分,営自区分(軽),車種(軽),バス区分,個人法人番号,作成年月日,更新年月日,ユーザID

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【自動車・B\$XL基本テーブル更新元テーブル(287項目)】

初期課税番号,初期申請年月日,処理年月日,処理時刻,課税番号,課税番号A,課税番号B,申請年月日,業務種別コード,分配県外移転区分,車台番号,更新前車台番号,車台番号A,車台番号B,車検有効年月日,更新前車検有効年月日,初度登録年月,用途コード,用途コードA,用途コードB,型式指定番号,類別区分番号,形状コード,定員区分コード,定員1,定員2,排気種別コード,排気量,積載量1,積載量2,車両重量,車両総重量1,車両総重量2,車両長さ,車両幅,車両高さ,燃料コード,塗色コード,排出ガス適合コード,型式コード,型式番号,原動機識別コード,原動機型式,燃費値,車名コード,車名,メーカーコード,所有者コード,所有者コード,使用者欄,使用の本拠住所コード,総務省,使用者都道府県,総務省,使用者市区町村,総務省,使用者大字通称名,総務省,使用者字名丁目,総務省,使用の本拠住所番地等,所有者都道府県,総務省,所有者市区町村,総務省,所有者大字通称名,総務省,所有者字名丁目,総務省,所有者住所番地等,使用者氏名漢字桁数,使用者氏名,漢字,更新前使用者氏名,漢字,使用者住所漢字桁数,使用者住所漢字,更新前使用者住所漢字,使用者都道府県,国交省,使用者市郡区,国交省,使用者町大字,国交省,使用者小字,国交省,使用者住所番地等,所有者氏名漢字桁数,所有者氏名,漢字,更新前所有者氏名,漢字,所有者住所漢字桁数,所有者住所漢字,更新前所有者住所漢字,所有者都道府県,国交省,所有者市郡区,国交省,所有者町大字,国交省,所有者小字,国交省,使用の本拠住所コード,国交省,使用の本拠住所漢字桁数,使用の本拠住所漢字,更新ビットA1,更新ビットA2,更新ビットA3,更新ビットA4,更新ビットA5,更新ビットA6,更新ビットA7,更新ビットA8,更新ビットB1,更新ビットB2,更新ビットB3,更新ビットB4,更新ビットB5,更新ビットB6,更新ビットB7,更新ビットB8,更新ビットC1,更新ビットC2,更新ビットC3,更新ビットC4,更新ビットC5,更新ビットC6,更新ビットC7,更新ビットC8,更新ビットD1,更新ビットD2,更新ビットD3,更新ビットD4,更新ビットD5,更新ビットD6,更新ビットD7,更新ビットD8,状態ビットA1,状態ビットA2,状態ビットA3,状態ビットA4,状態ビットA5,状態ビットA6,状態ビットA7,状態ビットA8,状態ビットB1,状態ビットB2,状態ビットB3,状態ビットB4,状態ビットB5,状態ビットB6,状態ビットB7,状態ビットB8,状態ビットC1,状態ビットC2,状態ビットC3,状態ビットC4,状態ビットC5,状態ビットC6,状態ビットC7,状態ビットC8,状態ビットD1,状態ビットD2,状態ビットD3,状態ビットD4,状態ビットD5,状態ビットD6,状態ビットD7,状態ビットD8,状態ビットE1,状態ビットE2,状態ビットE3,状態ビットE4,状態ビットE5,状態ビットE6,状態ビットE7,状態ビットE8,状態ビットF1,状態ビットF2,状態ビットF3,状態ビットF4,状態ビットF5,状態ビットF6,状態ビットF7,状態ビットF8,状態ビットG1,状態ビットG2,状態ビットG3,状態ビットG4,状態ビットG5,状態ビットG6,状態ビットG7,状態ビットG8,グリーン化税制軽減対象区分,送付先登録番号,送付先車台番号,取込済フラグ,税率コード,自動車税年税額,分配,初期登録番号,申告書,ファイル年月日,同日連番,申告データ区分,登録番号,申告書,登録年月日,納期限年月日,申請年月日,申告書,徴収区分,申告区分,取得原因コード,自動車税課税区分,取得税課税区分,初度登録年月,申告書,納税義務者地番方書,納税義務者生年月日,納税義務者電話番号,納税義務者住所方書,納税義務者氏名,漢字,納税義務者氏名,カナ,納税義務者住所コード,納税義務者住所漢字,納税義務者郵便番号,申告書用途コード,類別区分番号,申告書,種別コード,営自区分,車名,申告書,車台番号,申告書,燃料の種類,所有形態コード,取得税車両本体価格,取得税課税標準額,取得税税額,取得税税率,取得税低燃費車特例区分,取得税低公害車特例区分,自動車税年税額,自動車税月数,自動車税税額,税額合計,更新前県税事務所コード,県税事務所コード,処理県税事務所コード,古物商許可番号,付加物内訳品名,付加物内訳価額,申告書チェックフラグ,身障減免区分コード,減免申請年月日,自動車取得税の課税額,取得税の減免額,減免後の自動車取得税額,自動車税の減免額,減額後の自動車税額,自動車税の課税額,更新前非課税コード,非課税コード,非課税コードクリアフラグ,時限的軽減措置コード,取得税非課税コード,エラーフラグ,納税者税目別番号,納税者税目別事由発生年月日,納税者税目別履歴番号,更新前納税者税目別番号,更新前納税者税目別事由発生年月日,更新前納税者税目別履歴番号,送付先宛名番号,登録連番,登録番号A,登録番号B,更新前納税者区分,納税者区分,登録番号,標板,登録番号,車種,登録番号,かな,登録番号,番号,更新前登録番号,標板,更新前登録番号,車種,更新前登録番号,かな,更新前登録番号,番号,県外登録番号A,標板,県外登録番号A,車種,県外登録番号A,かな,県外登録番号A,番号,県外登録番号B,標板,県外登録番号B,車種,県外登録番号B,かな,県外登録番号B,番号,ハイブリッド区分,当初課税番号,番号標コード,O SS 区分,グリーン化区分,課税年度グリーン化区分,改造車の前類別区分番号,10,15モード及び重量車燃費基準達成車情報,JCO8モード燃費基準達成車情報,バリアフリー車両,ASV 区分,10,15モード燃費値,JC08モード燃費値,改造車低排出ガス車情報,改造車等燃費算定番号,改造車等燃費区分番号,個人法人番号,作成年月日,更新年月日,ユーザID

【自動車・B\$XL本人確認情報照会結果テーブル(43項目)】

要求レコード番号,提供事務区分,個人番号提供事務区分,対象者識別情報,照会対象期間,開始年月日,照会対象期間,終了年月日,照会基準日,削除者の要否,対象者住民票コード,対象者氏名(漢字),対象者氏名(かな),対象者生年月日,対象者性別,対象者住所,対象者住所(市町村コード),対象者個人番号,予備,処理結果コード,照会結果レコード数,照会結果レコード連番,照会一致項目,異動有無,生存状況,変更状況,住民票コード,氏名(漢字),氏名(かな),生年月日,性別,住所,個人番号,付随情報,異動事由,付随情報,異動年月日,外字情報,氏名外字数,外字情報,住所外字数,外字データレコード数,市町村コード,不参加団体対象フラグ,検索パターン番号,予備,作成年月日,更新年月日,ユーザID

【個人・XE国税,個人番号管理テーブル(7項目)】

局署番号,整理番号(所得税),利用者識別番号,年分,履歴番号,明細連番,個人番号

【個人・B\$XE整理番号対応テーブル(4項目)】

局署番号,整理番号(所得税),利用者識別番号,個人番号

【個人・XE申告書イメージテーブル(12項目)】

局署番号,整理番号(所得税),利用者識別番号,年分,履歴番号,イメージ格納先,受信ファイル名,ファイルデータ,ファイルサイズ,作成年月日,更新年月日,ユーザID

※「ファイルデータ」項目に個人番号を含む

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
群馬県税務システムデータベース		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・申告等を受け付ける際に、対象者以外の情報が記載されていないことを確認する。 ・承認・決裁等の際に対象者以外の情報が取得されていないことを担当係長・所属長が確認する。 ・国税連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて国税庁及び他都道府県のみと繋がっており、国税庁及び他都道府県から所得税申告書等データを入手する際には、国税庁または他都道府県が群馬県を送信先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御される。 ・地方税外部連携システム(eLTAX)は、群馬県宛の団体間回送ファイル等のみが受信可能となるよう、地方税外部連携システムにおいて振り分け制御される。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・本人からの申告等により情報取得する場合、法令で定められた申告書等の書面様式を使用し、必要な情報のみ取得する。 ・申告等を受け付ける際に、必要以外の情報が記載されていないことを確認する。 ・承認・決裁等の際に必要な以外の情報が取得されていないことを担当係長・所属長が確認する。 ・国税連携システム(eLTAX)では、上記「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」欄に記載のとおり、国税庁または他都道府県が群馬県を送信先と設定することにより、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御されるとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御される。 ・地方税外部連携システム(eLTAX)では、団体間回送ファイル等のレイアウトが定められており、必要な情報以外を受信することはない。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・本人からの申告等により情報取得する場合、法令で定められた申告書等の書面様式を使用し、必要な情報のみ取得する事務処理とする。 ・国税連携システム(eLTAX)から情報取得する場合、特定個人情報の入手元である国税庁は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行う。 ・地方税外部連携システム(eLTAX)では、担当者のみが知り得るID・パスワードで地方税外部連携システムにアクセスし、群馬県宛の団体間回送ファイル等を受信する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	・本人から入手する場合は、個人番号カード又は通知カード及び身分証明書等の提示を受けて本人であることを確認する。 ・代理人から入手する場合は、委任状等により代理権の確認を行うとともに、代理人の個人番号カード又は身分証明書等により代理人の身元確認を行う。なお、代理人が税理士である場合には、税務代理権限証書により代理権の確認を行うとともに、税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法により代理人の身元確認を行う。 ・国税連携システム(eLTAX)から入手する場合は、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 ・地方税外部連携システム(eLTAX)から受け取る情報は、群馬県宛に照会回答を行う地方団体が対象者の正確性を確認した上で送信しているが、群馬県が対象者の正確性を検証することはできないため、必要に応じて受け取った情報については住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)等を用いて正確性を確認する。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	・本人から入手する場合は、提示された個人番号カード又は通知カード及び身分証明書等と申告書等に記載された個人番号及び基本5情報(氏名・氏名の振り仮名・性別・生年月日・住所)とを照合し、真正性を確認する。また、必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)で真正性の確認を行う。 ・代理人から入手する場合は、本人の個人番号の真正性確認のため、代理人から、個人番号カード等の本人の個人番号・氏名等が記載された書類(写し)等の提示を受ける。また、必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)で真正性の確認を行う。 ・国税連携システム(eLTAX)から入手する場合は、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認(真正性確認)を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 ・地方税外部連携システム(eLTAX)から受け取る情報は、群馬県宛に照会回答を行う地方団体が対象者の個人番号の真正性を確認した上で送信している情報であり、群馬県が対象者の個人番号の真正性を検証することはできないが、通信経路上は暗号化されており真正性が担保されている。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・税務署、県庁内所属、市町村等から得たデータを突合し、正確性を確認する。 ・必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)で真正性の確認を行う。 ・国税連携システム(eLTAX)から入手する場合は、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。	
その他の措置の内容		

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
-------------	-----------	--

リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・書面の場合は、本人（又は代理人）から直接受け取ることを原則とし、郵送などの場合は担当所属名及び所在地を明示して、当該所在地あてに送付を指示する。 ・事務所間等の移送の場合は、逋送又は職員が持参する方法とし、施錠可能なケース等に入れて運搬し、紛失を防止する。 ・国税連携システム（eLTAX）から入手する場合は、国税庁から地方税ポータルセンター（eLTAX）までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行う。また、地方税ポータルセンター（eLTAX）から国税連携システム（eLTAX）までは、LGWANを利用するとともに、暗号化通信を行う。 ・地方税外部連携システム（eLTAX）と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
媒体連携を行う際の紛失や盗難等のリスクに対し、以下の安全対策措置を講じる。 ・媒体連携は、複数の職員で対応する。 ・使用する媒体は専用の媒体とし、パスワードロックや暗号化等セキュリティ機能付き媒体を使用する。	

3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	番号連携サーバーでは、事務に関係のない情報にアクセスできないよう制御を行う。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・群馬県税務システムでは、税務業務に必要な情報以外保持しない。 ・群馬県税務システムでは、個人番号を必要限度で税情報に紐付けを行う。		
その他の措置の内容	・群馬県税務システムでは、業務担当者にIDとパスワードを発行し、許可された業務範囲のみ操作権限を与える。 ・群馬県税務システムでは、セキュリティ実施手順を定めて、セキュリティ確保のためのルールを定める。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	群馬県税務システムにおいては、必要な職員に対してのみ特定個人情報にアクセスできる権限を設定する。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	・所属及び業務ごとにアクセス権限を管理する。 ・IDパスワードの発行は、人事異動情報に基づいて税務課が一元的に管理する。 ・人事異動情報に基づいて、異動・退職があった場合、税務課が一元的に失効管理する。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	・パスワードは、定期的に(1年に1回以上)変更する。また、十分なセキュリティ強度を保つためのパスワードポリシーを設定する。 ・人事異動情報に基づく権限割当の変更及び不要なユーザーIDの削除を行い、権限一覧を作成して権限割当ての適正性を確認する。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	・群馬県税務システムのシステムログ・操作ログを記録するとともに、定期的に検査・分析を行い不正アクセスがないことを確認する。 ・特定個人情報に係るログは7年間保管する。		
その他の措置の内容	－		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	・群馬県税務システムでは、セキュリティ実施手順を定めて、業務外、無断の情報持ち出しを禁止するルールを定めており、職員に対しては研修等で周知徹底を図り、遵守させる。また、外部記憶媒体は限定された媒体のみを使用可能とし、使用管理簿にて管理する。なお、外部記録媒体内のデータは暗号化する。 ・委託先について、委託契約書にて「個人情報取扱特記事項」を定めて業務外の使用を禁止し、再委託先にも同様の措置を求めている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報ファイルへは、群馬県税務システムからのみアクセスする事が出来る。 ・群馬県税務システムでは、特定個人情報ファイルを出力する機能は無い。 ・群馬県税務システムでは、セキュリティ実施手順を定めて、業務外、無断の情報持ち出しを禁止するルールを定めており、職員に対しては研修等で周知徹底を図り、遵守させる。また、外部記憶媒体は限定された媒体のみを使用可能とし、使用管理簿にて管理する。なお、外部記録媒体内のデータは暗号化する。 ・特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。 ・委託先について、バックアップ処理の実行権限を持つ者を限定する。 ・委託先について、委託契約書にて「個人情報取扱特記事項」を定めて県の承諾なしに複写又は複製することを禁止し、再委託先にも同様の措置を求めている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・委託先から業務担当表及び業務組織体制表を提出させて、管理責任体制を確認する。 ・委託業務の定例報告会により、業務の推進状況に問題がないかを確認する。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	＜選択肢＞ 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	群馬県税務システムセキュリティ実施手順に委託先担当者の担当範囲を明記し、担当範囲外の情報については、無断で閲覧しないよう徹底する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・作業ごとに記録を残し、責任者が承認する。 ・作業記録は、2年保管する。 ・群馬県税務システムにおいて、特定個人情報にアクセスした場合、記録(アクセスログ)を7年間保存する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・群馬県税務システム運用業務委託契約において、「個人情報取扱特記事項」を定め、許可なく他者に情報提供しないこととする。他者への情報提供に当たっては、群馬県税務システムセキュリティ実施手順に手順を定める。 ・ルール遵守を確認するために、同契約条項に委託先の個人情報の取扱状況について検査できることを定める。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・群馬県税務システム運用業務委託契約により、委託元から委託先に提供された情報の守秘義務を定める。 ・ルール遵守を確認するために、同契約条項に委託先の個人情報の取扱状況について検査できることを定める。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・群馬県税務システムセキュリティ実施手順に、データを使用不可能な状態にして処分することを定める。 ・ルール遵守を確認するために委託先データの保管・処理状況を調査し、必要な場合に勧告する。	
委託契約書中の特定個人情報の取扱いに関する規定	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	群馬県税務システム運用業務委託契約において、「個人情報取扱特記事項」により秘密保持等適正管理に係る事項を特別に定める。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	契約書において、再委託してはならないこと、ただし、あらかじめ県に書面により申請し承諾を得た場合はこの限りではないことを明記する。 再委託を行う場合は、委託先から「再委託承諾願」を提出させ、以下の条件を付して再委託を承諾する。 ・再委託先にも受託者と同等のセキュリティ対策、個人情報保護、守秘義務を負わせること ・再委託先が個人情報の保護(プライバシーマーク付与相当)または情報セキュリティ(ISMS認証取得相当)に関して外部機関から受けている認証の範囲内に限り再委託すること ・再委託契約の内容を変更する場合には、事前に県と協議すること	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・委託先のデータセンターと県税ネットワークとの間において閉域網の専用線を使用しているものの、通信盗聴をされた場合、情報漏えいの危険性があるため、通信の暗号化を行う。 ・委託先における特定個人情報の取扱状況を確認するため、委託契約書に定める実地検査等を実施する。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、番号法第19条第10号に基づき、特定個人情報（所得税申告書等データ）の提供を行う。その際には、番号法第19条第10号、番号法施行令第22条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。なお、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御される。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	国税連携システムで情報連携を行う場合、電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<群馬県税務システムの運用における措置> ・情報提供ネットワークシステムを通じて、特定個人情報入手する場合、所属長の決裁を得る。 ・番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 <番号連携サーバーにおける措置> ・番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会が行えるよう制御を行う。 ・操作ログを記録することで、不適切な利用を抑制する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<群馬県税務システムの運用における措置> ・情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報入手する場合の安全性が確保された手順を定めている。 ・群馬県税務システムからは直接情報提供ネットワークシステムにアクセスすることができず、番号連携サーバーによって中間サーバーを経由する仕様であるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 <番号連携サーバーにおける措置> ・中間サーバーと番号連携サーバー間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用し、また、VPN等の技術により通信を暗号化することで安全性を確保する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<群馬県税務システムの運用における措置> ・情報提供ネットワークシステムで得た情報を、群馬県税務システムや申告書等の情報と突合し、真正性・正確性の確認を行う。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 <番号連携サーバーにおける措置> ・中間サーバーから県税電算総合システムあての情報照会結果の中継においては、照会結果内容の改変は行わないことで、県税電算総合システムが入手する照会結果内容が中間サーバーから入手した内容と同一であることを担保する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である	

リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 ＜番号連携サーバーにおける措置＞ ・中間サーバーと番号連携サーバー間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用し、また、VPN等の技術により通信を暗号化することで安全性を確保する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク5： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	<群馬県税務システムの運用における措置> ・群馬県税務システムはクラウドサービス上に構築し、特定個人情報ファイルはクラウドサービスのデータベースサーバに保存する。 ・クラウドサービスは、データセンター ファシリティ スタンダードのティア3相当以上の施設で提供される。 ・クラウドサービスのデータベースサーバにアクセスできる環境は、委託先の拠点にある保守センター作業室に限定し、当該作業室を特定個人情報取扱区域として指定し、厳格な入退館管理、情報管理を行う。 ・群馬県税務システムデータのバックアップファイルを遠隔地に保管する。 ・外部記憶媒体は限定された媒体のみを使用可能とし、施錠可能なキャビネットにて保管し、使用管理簿にて管理する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	<群馬県税務システムの運用における措置> ・群馬県税務システムへログインするには、個人ごとに割り当てられたユーザーIDとパスワードを入力する必要がある。 ・委託先のデータセンターと県税ネットワークとの間において閉域網の専用線を使用し、通信はすべて暗号化する。 ・群馬県税務システムサーバーにウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルを自動更新し、毎日24時間の監視を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
	その内容	—	
	再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない	
	具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する者の個人番号を分けて管理しないため、生存する個人と同様の安全管理措置を実施する。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	賦課徴収事務を行う際に、必要に応じて本人確認等を行い、新しい情報に更新する。 賦課徴収業務に必要ななくなった個人情報は定期的に群馬県税務システムからデータ削除する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	賦課徴収業務に必要ななくなった個人情報は定期的に群馬県税務システムからデータ削除する。紙媒体の情報は、文書管理規程により保存期間を経過したものについては、復元できないように消去処分する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
サーバー、端末機器等を廃棄処分する場合、データ消去するとともに、ハードディスク部分を物理的に破壊し、復元できないようにする。クラウドに保存しているデータについては、データを暗号化して保存し、この暗号化鍵を消去することでデータを復元不能にすることでデータ消去したものとする。	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法	<群馬県税務システムの運用における措置> 年に1回、物理的なセキュリティの確保、帳票、記録媒体、規定等の適切な管理、障害発生時の対応手順の整理など自己点検を行い、特定個人情報適切に取り扱われていることを確認する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 <国税連携システム(eLTAX)における措置> 「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
具体的な内容	<群馬県税務システムの運用における措置> 次の観点で内部監査を年1回行う。 ・評価書記載内容どおりに運用されているか。 ・個人情報保護に関する体制整備がなされているか。 ・個人情報保護に関する職員の役割責任が明確化されているか。 ・個人情報保護に関する職員の意識向上・維持が図られているか。 ・個人情報保護に関する技術的措置の改善が図られているか。 監査の結果に基づき、改善計画を作成し、実行していく。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <国税連携システム(eLTAX)における措置> 国税連携システム(eLTAX)については、情報セキュリティ監査を実施している。また、地方税ポータルセンター(eLTAX)については、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。	
2. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
具体的な方法	<群馬県税務システムの運用における措置> ・職員に対しては、研修に個人情報保護に関する内容を盛り込み意識向上・維持を図る。 ・税務所属の係長、所属長に対しては、各種会議において個人情報保護の意識向上・維持を図るよう随時啓発する。 ・担当者を地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 ・委託先に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項とともに、秘密保持契約内容及び損害賠償責任を盛り込む。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	群馬県生活こども部県民活動支援・広聴課情報公関係 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 TEL 027-226-2270
②請求方法	群馬県個人情報保護法施行条例施行規則に規定された、開示請求書、訂正請求書、利用停止請求書に必要事項を記入し、本人であることを証明する書類を持参の上、①の請求先に提出する。
特記事項	③の手数料等については減免の制度あり。
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: https://www.pref.gunma.jp/site/koukaiseido/16661.html)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	群馬県税務システムデータベース
公表場所	https://www.pref.gunma.jp/page/197996.html
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	群馬県総務部税務課企画調整係 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 TEL 027-226-2192
②対応方法	・問合せ受付時に、対応記録を残す。 ・受付けた内容について、課内で共有するとともに、必要に応じて関係所属と連携して対応する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年7月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	群馬県の県民意見提出制度により、評価書案に対する意見募集を以下の方法で公表し、郵送、FAX、電子メール等の手段により県民からの意見を受け付ける。 (公表方法) ・県ホームページへの掲載 ・県民センター及び税務課における閲覧及び配布
②実施日・期間	令和8年8月4日から同年9月2日まで
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	令和8年11月(予定)
②方法	群馬県個人情報保護審議会への諮問による
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

[illegible]